



処分数量につきましては、当社が制定する株式給付規程に基づき、5事業年度中に取締役等に給付すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2025年3月31日現在の発行済株式総数

12,973,248株に対し、0.23%（2025年3月31日現在の総議決権個数119,257個に対する割合0.25%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社といたしましては、本制度は取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式の処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

<本信託の概要>

- | | |
|-------------|--|
| ① 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| ② 委託者 | : 当社 |
| ③ 受託者 | : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。 |
| ④ 受益者 | : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者 |
| ⑤ 信託管理人 | : 当社と利害関係を有しない第三者 |
| ⑥ 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ⑦ 本信託契約の締結日 | : 2020年8月24日 |
| ⑧ 信託の期間 | : 2020年8月24日から本信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。） |
| ⑨ 変更契約日 | : 2025年8月7日 |
| ⑩ 追加信託日 | : 2025年8月22日（予定） |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2025年8月6日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である4,310円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していることおよび本取締役会決議日の直前1カ月間（2025年7月7日から2025年8月6日）の終値の平均である4,122円（円未満切捨て）からの乖離率は4.56%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2025年5月7日から2025年8月6日）の終値の平均値である3,879円（円未満切捨て）からの乖離率は11.11%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2025年2月7日から2025年8月6日）の終値の平均値である3,913円（円未満切捨て）からの乖離率は10.15%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式の処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきまして、当社の監査等委員会（6名にて構成、うち5名は社外取締役）は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上